



特別定額給付金(新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連)

[特別定額給付金\(仮称\)の概要](#) / [特別な配慮を要する方への対応](#) / [よくある質問・コールセンター](#) / [詐欺被害の防止](#)

特別定額給付金(仮称)の概要

令和2年4月20日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金(仮称)事業が実施されることになり、総務省に特別定額給付金実施本部を設置いたしました。

施策の目的

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない」と示され、このため、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う。

事業費(令和2年度補正予算(第1号)案計上額)

- 12兆8,802億93百万円
 - 給付事業費 12兆7,344億14百万円
 - 事務費 1,458億79百万円

事業の実施主体と経費負担

- 実施主体は市区町村
- 実施に要する経費(給付事業費及び事務費)については、国が補助(補助率10/10)

給付対象者及び受給権者

- 給付対象者は、基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている者
- 受給権者は、その者の属する世帯の世帯主

給付額

給付対象者1人につき10万円

給付金の申請及び給付の方法

感染拡大防止の観点から、給付金の申請は次の(1)及び(2)を基本とし、給付は、原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込みにより行う。

(※)なお、やむを得ない場合に限り、窓口における申請及び給付を認める。その際、受付窓口の分散や消毒薬の配置といった感染拡大防止策の徹底を図る。

(1)郵送申請方式

- 市区町村から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに市区町村に郵送

(2)オンライン申請方式(マイナンバーカード所持者が利用可能)

- マイナポータルから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請(電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要)

受付及び給付開始日

- 市区町村において決定(緊急経済対策の趣旨を踏まえ、可能な限り迅速な支給開始を目指すものとする)
- 「(1)郵送申請方式」「(2)オンライン申請方式」それぞれに受付開始日を設定可能
- 申請期限は、郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内

申請書(見本)

以下の申請書(見本)が市区町村より郵送される予定です。

見本(様式1)特別定額給付金申請書

姓	名	性別	誕生日
子供1人	姓	性別	誕生日
子供2人	姓	性別	誕生日
子供3人	姓	性別	誕生日
子供4人	姓	性別	誕生日
子供5人	姓	性別	誕生日
合計金額	3 0 0 0 0 0 0		

郵便番号	都道府県	市町村	丁目
3 5 0 0 0 0 0	東京都	豊島区	西巣鴨
郵便局名	支局名	投函口	
西巣鴨郵便局	西巣鴨支局	西巣鴨投函口	

支店名	支店番号	支店名	支店番号
支店名	支店番号	支店名	支店番号

申請者情報(受取人情報)		提出者情報	代理人情報
個人番号	性別	提出人登録番号	代理人登録番号
性別	年齢	提出人登録番号	代理人登録番号
提出人登録番号: 例) 00000000000000000000000000000000 代理人登録番号: 例) 00000000000000000000000000000000			
提出人登録番号: 例) 00000000000000000000000000000000 代理人登録番号: 例) 00000000000000000000000000000000			

申請者本人確認書類
 署名捺印欄
 -提出者登録番号のコピー -受取人登録番号のコピー -提出者登録番号のコピー
 -受取人登録番号のコピー -
 記載(印鑑番号が捺印された部分)のつぶし
 署名
 キャッシュカードのつぶし -
 印

提出先者登録番号確認書類
 署名捺印欄
 該該(印鑑番号が捺印された部分)のつぶし
 署名
 キャッシュカードのつぶし -
 印

本

□ 1 提出人登録番号と提出者登録番号が同一であることを確認ください。
 同意する
 □ 2 提出人登録番号と提出者登録番号が同一であることを確認してください。
 同意する
 □ 3 提出人登録番号と提出者登録番号が同一であることを確認してください。
 同意する

[見本\(様式2\)特別定額給付金申請書\(郵送申請用\)](#)

特別定額給付金のご案内

お一人、10万円の給付です。

申請手続きで留めが記載する事項を最小限にしています。

誰に? 令和2年4月27日現在で住民基本台帳に記録されている方

いつから? 申請の受付開始日は市区町村ごとに決まり、できるだけ早く申請書を郵送します。
申請は受付開始日から3か月以内にしてください。

どうやって申し込み?

市町村が申請書に皆様の氏名や生年月日を記載し、郵送します。
感染拡大防止のため、郵送やオンラインでの申請をお願いします。

郵送申請 申請書に郵便宛名などを記入して、必要書類とともに市町村に郵送ください。

オンライン申請 マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルサイトからオンラインで申請できます。

●世帯ごとに、記入いただいた口座に振り込みます。
●口座をお持ちでない方は、必要書類を持って市町村の窓口にお越しください。窓口で給付します。

▶問い合わせは、以下のURLまたはQRコードから
https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyomukani_1_sonota/covid-19/yukkin.html

▶お問い合わせ先は、こちら【特別定額給付金コールセンター】
0120-260020 (フリーダイヤル) (平日午後3時まで)
03-5638-5855 (電話相談・午後1時まで、平日午後3時まで)

サギ(詐欺)に注意!!

「手伝う」とかたって、皆様の大切な財産を奪おうとする者がいます。
給付金に関連して、国や市区町村が以下のようなことをすることは【絶対に】ありません。

- 現金自動預け出し機(ATM)の操作をお願いすること
- 受給にあたり、手数料の返込みを求めるなど
- 不審なメールは、URLをクリックしたり、添付ファイルを読かないでください。

「怪しいな?」と思ったら直ちにご相談ください

▶お住まいの市町村へ ▶お近くの警察署へ ▶健康相談用電話 (#9110)

▶消費生活ホットライン (188) ▶新型コロナウイルス給付金のお問い合わせホットライン (0120-213-188)

よくあるご質問

マイナンバーカードがないとオンライン申請はできませんか?

オンライン申請にはマイナンバーカードが必要です。
マイナンバーカードをお持ちでない方は郵送申請をお願いします。

DV扶助で、住んでいる市区町村と住民票の市区町村が異なります。
どうすればいいですか?

給付を受けるため、できる限り早く、今お住まいの市区町村に、DVなどを理由に避難していることを申し出て、確認を受けてください。
詳しくは、その市区町村におたずねください。

外国人にも給付されますか?

令和2年4月27日現在の住民基本台帳に記録されている方なら
外国人の方に右給付されます。
なお、外国人の方のうち、短期滞在者と不法滞在者は住民基本台帳に記録されていないため、給付されません。

申請書以外に準備すべき書類はありますか?

申請方式により、以下の書類が必要となります。

郵送方式	■本人確認書類 マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等の写し ■郵便宛名貼付箇所 会員登録名、口座番号、口座名、法人が分か不清感やキャッシュカード、 インターネットバンキングの登録の写し (水印等を落として明に使用している受取様様名の口座である場合には不要)
オンライン申請方式	ご本人宛口座確認書類 マイナンバーカードを持っている方など 電子署名により本人確認を実施するので、個人確認書類は不要です。

詳しくはこちら 0120-260020 首相官邸
【4月27日まで】
03-5638-5855 (9月1日まで)

- [特別定額給付金のご案内\(日本語版\)](#)
- [特別定額給付金のご案内\(英語版\)](#)
- [特別定額給付金のご案内\(中国語簡体版\)](#)
- [特別定額給付金のご案内\(中国語繁体版\)](#)
- [特別定額給付金のご案内\(韓国語版\)](#)
- [特別定額給付金のご案内\(ベトナム語版\)](#)
- [特別定額給付金のご案内\(フィリピン語版\)](#)
- [特別定額給付金のご案内\(ポルトガル語版\)](#)
- [特別定額給付金のご案内\(スペイン語版\)](#)

[特別定額給付金のご案内\(インドネシア語版\)](#)[特別定額給付金のご案内\(タイ語版\)](#)

特別な配慮を要する方への対応

配偶者からの暴力を理由とした避難事例等

1. 基本的な取扱い

配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者（以下「配偶者からの暴力を理由に避難している者」という。）は、当該配偶者とは異なる市区町村に居住した場合、特段の事情がなければ、当該市区町村に住民票を移すこととなる。基準日（令和2年4月27日。以下同じ。）までに住民票を移した場合、配偶者からの暴力を理由に避難している者についても、原則どおり、特別定額給付金（以下「給付金」という。）の支給は、基準日時点での配偶者からの暴力を理由に避難している者の住民票の所在する市区町村が行うこととなる。

2. 支給市区町村の変更を行うべき事例等

(1) 支給市区町村の変更を行うべき事例

基準日時点で、住民票が所在する市町村とは異なる市区町村が給付金の支給を行うことを検討すべき事例として、次のものが挙げられる。

- ア 基準日以前に発生した配偶者からの暴力を理由とした避難事例で、配偶者からの暴力を理由に避難している者が諸事情により基準日までに住民票を移すことができないもの
- イ 基準日の翌日以降に発生した配偶者からの暴力を理由とした避難事例
これらの場合には、配偶者からの暴力を理由に避難している者が、後述する「一定の要件」を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った配偶者からの暴力を理由に避難している者（以下「申出者」という。）の給付金については、基準日時点で申出者の住民票が所在する市区町村（以下「住民票所在市区町村」という。）からではなく、申出日時点で申出者が居住する市区町村（以下「居住市区町村」という。）から支給する。

※ 配偶者等から申出者分の給付金につき同一世帯に属する者としての申請があった場合でも、配偶者等に対する支給を行わないこととする。

※ 申出者の居住地が住民票所在市区町村内にある場合は、支給市区町村の変更は行われないが、配偶者等から申出者分の給付金につき申請があつた場合の取扱いは同様である。

(2) 申出者の満たすべき「一定の要件」

(1)のとおり、申出者に対する給付金の支給市区町村を住民票所在市区町村から居住市区町村に変更するための要件は、次のアからウまでに掲げる要件のいずれかを満たすこととする。

- ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されていること。
- イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関が発行した確認書を含む。）が発行されていること（確認書を発行する際は別紙様式1を参考とすること）。
- ウ 基準日の翌日以降に住民票が居住市区町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

※その他詳細については以下の資料をご確認ください。

[配偶者からの暴力を理由とした避難事例における特別定額給付金関係事務処理自治体向けQ&A](#)



[【概要】特別定額給付金事業におけるDV避難者や施設入所児童等への対応](#)

[配偶者からの暴力を理由とした避難事例における特別定額給付金関係事務処理の運用について](#)

[婦人相談所一時保護所等への避難事例における特別定額給付金関係事務処理について](#)

[【事務連絡】配偶者からの暴力を理由とした避難事例における特別定額給付金関係事務処理について](#)



(別紙様式1)特別定額給付金用配偶者暴力被害申出受理確認書(別紙様式2)特別定額給付金受給に係る配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書

特別定額給付金に関するお知らせです

特別定額給付金とは?

- ◎ 補助非課税枠下、人々が避難して、一致団結し、見えざる敵との闘いという困難を克服しなければならないという状況の下、医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で力を貸しておられる方々への敬意と感謝の気持ちを込めて、国民な仕組みで私たかく方々に手渡しで支給を行うものです。

支給対象者

- ・基準日(令和2年4月27日)に、市町村の住民基本台帳に記載されている方
(基準日以前に、住所牌を発給されていた場合で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記載されておらず、かつ、基準日の翌日以後改めて市町村の住民基本台帳に記載されることになった方を含む。)
※外国人のうち、船舶等在住及び不法滞在者は、住民基本台帳に記載されていないため除外です。

給付金額

- ・世帯構成員1人につき10万円

配偶者からの暴力を理由に避難している方への支援

- ◎ 配偶者からの暴力を理由に避難している方で、事情により令和2年4月27日以前に今お住まいの市区町村に住民票を接すことのできない方は、裏面に記載の手続きをしていただくと、以下の措置を受けられます。

- ① 世帯主でなくとも、同伴者の分を含めて、特別定額給付金の申請を行い、給付金を受け取ることができます。
今お住まいの市区町村に申請を行っていただきます。

- ② 手続きを終った方とその同伴者の分の特別定額給付金は、世帯主(配偶者など)からの申請があっても支給しません。

【対象となる配偶者からの暴力を理由に避難している方の条件】
次の(1)~(3)のいずれかに該当する方

(1)配偶者暴力防止法に基づく保護面を受けていること
※個人相談所から「配偶者からの暴力の被害に関する相談窓口」や、
配偶者暴力対応基盤(配偶者暴力相談支援センター、市町村等)の運営者が実行されていること
※令和2年4月26日以前に住民票が今お住まいの市区町村に移され、住民基本台帳の開設登録者の「支援基盤」の対象となっていること

配偶者からの暴力を理由に避難している方の申出の手続き

- ◎ 申出期間中「令和2年4月24日から4月30日まで」に、
今お住まいの市区町村の特別定額給付金担当窓口へ、「申出書」を提出してください。
※「申出書」は、配偶者からの暴力を理由に避難していることを申し出るもので、
※「申出書」は、今お住まいの市区町村窓口のほか、婦人相談所や
婦人相談室ホームページなどで入手できます。
※令和2年4月30日を過ぎても、「申出書」を提出することはできます。

- ◎ 「申出書」には、配偶者からの暴力を理由に避難していることが
確認できる書類として、次の書類のいずれかの添付が必要です。

- ・婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書や
市町村が発行するDV被害申出認証書
- ・保護命令決定書の原本又は正本

- ※ 同伴者がいる場合は、同伴者についても記載されていることなどが必要です。

- ※ 令和2年4月28日以降に今お住まいの市区町村に住民票を移し、
住民基本台帳の開設登録等の支援措置を受けている方は、その旨を
申し出れば市町村において確認がとれるため、上の書類は必要ありません。

- ◎ 「申出書」に基づき、住民票がある市区町村へ連絡しますが、「申出書」に
記入された、今お住まいの住所等の轉轄は知らせません。

- ◎ 特別定額給付金の申請手続きは、申出手続きとは別に行う必要があります。

- ◎ 詳細につきましては、今お住まいの市区町村にお問い合わせください。

総務省特別定額給付金室 作成

特別定額給付金に関するお知らせです(PDF版)

施設入所者への対応

施設入所等児童に係る給付金関係事務処理について

虐待により施設等に入所措置が採られている障害者及び高齢者に係る特別定額給付金関係

[事務処理について](#)**配慮を要する方への周知について**[ホームレス等への特別定額給付金の周知に関する協力依頼について](#)[視覚障害者への特別定額給付金の周知に関する協力依頼について](#)**よくある質問・コールセンター**

問1 給付金の対象者は誰ですか。住民基本台帳に記録されていない場合は対象にならないのでしょうか。

- 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」では、感染症拡大防止に留意しつつ、簡単な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うこととされました。
- 給付対象者は、基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている方で、1人当たり10万円を給付することとしています。

問2 住民税非課税世帯、年金受給世帯、失業保険受給世帯、生活保護受給世帯の人は、給付金の対象者となるのでしょうか。

- 収入による条件はありません。
- 年金受給世帯であること、失業保険受給世帯であること、生活保護の被保護者であることに関わらず、支給対象となります。
- なお、生活保護制度の被保護者の収入認定に当たっては、収入として認定しない取扱いとする方針です。

問3 外国人は給付対象者ですか。

- 住民基本台帳に記録されている外国人は、給付対象者となります。
- 外国人のうち、短期滞在者及び不法滞在者は、住民基本台帳に記録されていないため、対象なりません。

問4 4月27日(基準日)に生まれた子供は給付対象者となりますか。

- 給付対象者となります。
- 4月28日以降に生まれたお子さんは、給付対象者なりません。

問5 基準日以降に亡くなった人は、給付対象者となりますか。

- 基準日(4月27日)以降に亡くなられた人についても、給付対象者となります。

問6 基準日時点において日本で生活していたのですが、住民基本台帳に記録されない場合は対象にならないのでしょうか。

- 市区町村の窓口で住民票を復活させる手続をしていただくことにより、住民登録の復活が基準日より後であっても給付対象者となります。

問7 海外に住んでいて、日本に帰ってきた場合は対象者となりますか。

- 4月27日までに帰国して日本に居住されている場合は、給付対象者となります。
- お住まいの市区町村で住民登録の手続をしてください。

問8 給付金を受け取るのは、誰になるのですか。

- 受給権者は、その方の属する世帯の世帯主になります。

問9 給付金の受給にはどのような手続が必要ですか。どこに行けば申請ができますか。

- 申請者の事務負担及び感染症拡大防止に留意し、申請手続きを極力簡便なものとします。
- 申請方法は、市区町村から受給権者(世帯主)あてに郵送された申請書類を返送する方式(郵送申請方式)又はマイナポータルからマイナンバーカードを活用して電子申請する方式(オンライン申請方式)が基本です。

問10 申請書以外に準備すべき書類はありますか。

それぞれの申請方式により以下の書類が必要となります。

【郵送方式】

- (1)本人確認書類
 - ・マイナンバーカード、運転免許証等の写し

(2)振込先口座確認書類

- ・金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳やキャッシュカード、インターネットバンキングの画面の写し(水道料引落等に使用している受給権者名義の口座である場合には不要)

【オンライン申請方式】

- ・振込先口座確認書類
 - ※ マイナンバーカードを持っている人について受け付け、電子署名により本人確認を実施するので、本人確認書類は不要となります。

問11 いつから申請を行うことができますか。

- 可能な限り速やかに申請を受け付けられるよう、準備を進めます。
- 具体的な申請の受付開始時期はそれぞれの市区町村において設定されることになりますが、政府(総務省)としてもホームページ等において情報提供いたします。

問12 申請はいつまで受け付けてくれるのですか。

- 各市区町村における郵送申請方式の受付開始日から3か月以内が受付期限となります。

問13 世帯主が、身体が不自由で、自分で申請できない場合は、どのように申請したらよいですか。

- 本人による申請が困難な方は、郵送又は窓口での代理人による申請も可能です。
- 基準日(4月27日)時点で申請・受給者の属する世帯の世帯構成者や法定代理人、親族その他の平素から申請受給対象者本人の身の回りの世話をしている方等で市区町村長が特に認める方(※)による代理申請が認められます。
 - ※ 民生委員、自治会長、親類の人等世帯主の身の回りの世話をしている方
- 代理申請には、本人と代理人との関係を説明する書類などを提出していただきます。

問14 市区町村から申請書が届く時に、帰省していて自宅で郵便物を受け取れない場合はどうすればいいですか。

- 日本郵便の転送サービス(※)をご利用いただくことで、郵便物を居所へ転送してもらうことができます。
 - ※ インターネットでお申し込みができます。
<https://welcometown.post.japanpost.jp/etn/>
 - ※ インターネットをご利用できない場合は、ご本人の本人確認書類・旧住所が確認できる書類(運転免許証、住民票等)を最寄りの郵便局へお持ちいただき、郵便局に備え置いている転居届に必要事項を記載してお申し込みができます。
- また、申請書を受け取らなくても、マイナンバーカードをお持ちの方は、オンライン申請が可能です。
- お困りの際は、市区町村にお問い合わせください。

問15 オンライン申請は、どのような手続きですか。

- 政府が運営するWEBサービスである「マイナポータル」において、特別定額給付金のオンライン申請ができるようになります。
- 市区町村において申請受付開始日が異なりますので、各市区町村のホームページ等でご確認ください。
- オンライン申請を行えるのは、4月27日時点において世帯主であった方です。また、マイナンバーカードと、マイナンバーカードの交付時に設定した署名用電子証明書の暗証番号（英数字6文字以上16文字以内）が必要（※）となります。
※ 署名用電子証明書については5回連続でパスワードを間違って入力した場合、パスワードロックがかかり、発行を受けた市区町村窓口にてパスワードのロック解除とともに、パスワード初期化申請をし、パスワードの再設定が必要となりますので、ご留意ください。
- オンラインで申請者及び世帯員の情報、振込口座情報の入力と、振込先口座情報の確認書類（※）のアップロードを行い、手続きを行います。
※ 金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳やキャッシュカード、インターネットバンキングの画面の写し

問16 オンライン申請の場合、郵送による申請書が届く前に手続を進められるのですか。

- オンライン申請による場合は、申請書がお手元にある必要はないため、申請書の到達を待つ必要はありません。
- なお、市区町村において申請受付開始日が異なりますので、各市区町村のホームページ等でご確認ください。

問17 オンライン申請には、マイナンバーカードが必要ですか。

- オンライン申請には、マイナンバーカード（署名用電子証明書が格納されたものに限ります。）が必要となります。
- 申請の際には、マイナンバーカードの交付時に設定した署名用電子証明書の暗証番号（英数字6文字以上16文字以内）が必要（※）となります。
※ 署名用電子証明書については5回連続でパスワードを間違って入力した場合、パスワードロックがかかり、発行を受けた市区町村窓口にてパスワードのロック解除とともに、パスワード初期化申請をし、パスワードの再設定が必要となりますので、ご留意ください。
- また、マイナンバーカードの署名用電子証明書を読み込むため、ICカードリーダライタ又はカード情報を読み取り可能なスマートフォンが必要です。
- 対応しているスマートフォンの機種については、下記FAQをご参照ください。
https://faq.myna.go.jp/faq/show/2587?category_id=3&site_domain=default

問18 申請書には、振込口座の情報を確認できる通帳やキャッシュカード等の写しを付ける必要がありますが、なぜ必要なのでしょうか。

- 特別定額給付金を口座振込で受け取っていただく場合には、振込口座の指定について口座番号等を記載いただきますが、振込先口座の確認のため、通帳等の写しの提出をお願いしています。
- 通帳やキャッシュカードの指定の箇所に、「振込先の金融機関名」「支店番号」「預金種別（普通・当座等）」「口座番号」「口座名義人（カナ）」以外の情報（印影、クレジット機能付キャッシュカードのクレジット番号等）が記載されている場合は、写しのそれらの部分を黒く塗りつぶしていただいてもかまいません。
- 迅速で誤りのない給付を行うために、ご協力をお願いいたします。

問19 申請書や提出書類に口座情報が含まれますが、情報が漏れる心配はないでしょうか。

- 住民の方から特別定額給付金の給付事業のためにいただいた口座情報を含めた個人情報は、市区町村が定めている個人情報保護条例に基づき、当該給付事業の関係上必要な範囲で利用し、厳正に管理・処分されます。

問20 給付金はどのように受け取るのですか。

- 原則として、本人名義の銀行口座への振込みとなります。

問21 世帯全員分の受給を辞退するには、どうすればよいでしょうか。

- 郵送された申請書を返送しなければ、給付されませんので、辞退することができます。

問22 支給対象者の全員分ではなく、一部の人の分だけ給付を受けることは可能ですか。

- 給付を受けないこと、世帯のうち、一部の方の分だけ給付を受けることもできます。
- また、申請書にチェック欄を世帯員ごとに設けることとしており、希望しない旨をチェック欄に記入いただくことで、一部の世帯員について受給を辞退いただくことも可能です。

問23 特別定額給付金は、課税対象となりますか。

- 特別定額給付金は、法律により非課税になりますので、課税されません。

問24 手続き等にわからないことがあります、市町村に相談したいのですが、新型コロナウイルス感染症が心配です。どうしたらよいでしょうか。

- 政府(総務省)のホームページ等において説明資料を掲載しますので、ご覧ください。また、相談受付については、コールセンターを設置しています。

【コールセンターの概要】

○連絡先 03-5638-5855

○応対時間 9:00~18:30 (土、日、祝日を除く)

※ 現在、大変多くの問い合わせをいただいており、お電話がつながりにくい時間帯がございます。お電話がつながらない場合は、時間をおいてお掛け直してください。

※ なお、特別定額給付金(仮称)に関するお問い合わせは、上記コールセンター以外では、お受けいたしておりません。ご不便をお掛けいたしますが、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

- なお、市区町村の窓口の分散、消毒薬の設置など、感染症拡大防止策を徹底する予定です。

問25 30万円を給付する給付金(生活支援臨時給付金)に加えて、10万円が給付されるのか。

- 「「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の変更について(令和2年4月20日閣議決定)」により、生活に困っている世帯に対して30万円を給付する生活支援臨時給付金に替わり、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うために1人当たり10万円を支給する特別定額給付金事業を実施することになりました。

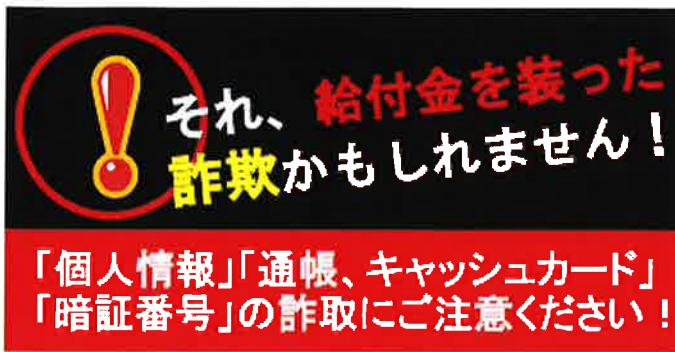
(全体注)

- 上記は現時点における検討状況をお示したものであり、今後の検討によって変更もあります。内容が固まり次第、追加してまいります。
- 本給付金の実施に当たっては、令和2年度補正予算案の成立が前提となります。

PDF版はこちら 

詐欺被害の防止

それ、給付金を装った詐欺かもしれません！



特別定額給付金について

- 市区町村や総務省などが現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- 市区町村や総務省などが「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振込みを求めるることは、絶対にありません。

※ 今般、政府予算案において決定された「特別定額給付金」については、住民の皆様へご連絡や給付を行う段階ではありません。

※ 具体的な給付の方法等が決まり次第、速やかに広報いたします。

※ 現時点では、市区町村や総務省などが、住民の皆様の世帯構成や、銀行口座の番号などの個人情報を電話や郵便、メールでお問合せすることはありません。

ご自宅や職場などに市区町村や総務省などをかたつた電話がかってきたり、郵便、メールが届いたら、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。



令和2年4月

[それ、給付金を装った詐欺かもしれません！\(PDF版\)](#)

「個人情報」「通帳、キャッシュカード」「暗証番号」の詐取にご注意ください！

- ・ 市区町村や総務省などが現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ・ 市区町村や総務省などが「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振込みを求めるることは、絶対にありません。

※ 今般、政府予算案において決定された「特別定額給付金」については、住民の皆様へご連絡や給付を行う段階ではありません。

※ 具体的な給付の方法等が決まり次第、速やかに広報いたします。

※ 現時点では、市区町村や総務省などが、住民の皆様の世帯構成や、銀行口座の番号などの個人情報を電話や郵便、メールでお問合せすることはありません。

ご自宅や職場などに市区町村や総務省などをかたつた電話がかってきたり、郵便、メールが届いたら、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

参考

電気通信事業者の関連4団体に対して、特別定額給付金（仮称）に乘じた詐欺行為への注意などについて利用者に個別に周知を行っていただくよう要請しました。

- ・ 特別定額給付金（仮称）に乘じた詐欺への注意喚起に関する要請（令和2年4月23日）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban08_03000315.html